

白井市業務委託最低制限価格運用要領

平成22年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、白井市が一般競争入札又は指名競争入札により業務の委託契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設ける委託は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札により契約を締結しようとする委託
- (2) 前号の委託の一般競争入札が入札不調となったことにより、指名競争入札により契約を締結しようとする委託
- (3) 前号以外の指名競争入札により契約を締結しようとする委託のうち、市長が特に必要と認める委託

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該対象業務の設計金額に10分の7を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により最低制限価格を定めることが適当でないと認めるときは、別に定めるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 この要領の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知等の方法により、あらかじめ最低制限価格を設ける旨を周知するものとする。

(入札の執行)

第5条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。このとき、施行令第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいるときは、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 再度入札をするときは、既に最低制限価格を下回る入札をした者は参加させないものとする。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。